

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 業務方法書

(制定認可：平成 13 年 4 月 2 日付け農林水産省指令 13 総合第 1 号)
(変更認可：平成 16 年 2 月 19 日付け農林水産省指令 16 消安第 5604 号)
(変更認可：平成 18 年 3 月 1 日付け農林水産省指令 17 消安第 12369 号)
(変更認可：平成 19 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 18 消安第 14885 号)
(変更認可：平成 21 年 6 月 1 日付け農林水産省指令 21 消安第 2324 号)
(変更認可：平成 21 年 9 月 1 日付け農林水産省指令 21 消安第 5562 号)
(変更認可：平成 23 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 22 消安第 9416 号)
(変更認可：平成 27 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 26 消安第 6232 号)
(変更認可：平成 30 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 29 消安第 6467 号)
(変更認可：平成 30 年 12 月 1 日付け農林水産省指令 30 消安第 4182 号)
(変更認可：令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 元消安第 5752 号)
(変更認可：令和 2 年 12 月 1 日付け農林水産省指令 2 消安第 3312 号)
(変更認可：令和 4 年 10 月 1 日付け農林水産省指令 4 消安第 2998 号)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 食品等の品質及び表示並びに肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関する調査及び分析並びに情報の提供（第4条～第15条）
- 第3章 食品等の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供（第16条～第18条）
- 第4章 農林物資等の検査（第19条～第22条）
- 第5章 農林水産分野における規格に関する認証等を行う者又は輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の技術的能力等に関する技術上の調査又は評価及び指導並びに輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う規格の策定に関する協力（第23条～第23条の4）
- 第6章 農林物資等の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導（第24条）
- 第7章 肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査等
 - 第1節 肥料の検査等（第25条～第29条）
 - 第2節 農薬の検査等
 - 第1款 登録審査（第30条～第34条）
 - 第2款 集取した農薬等の検査等（第35条・第36条）
 - 第3款 農薬G L P基準に係る適合確認（第37条～第39条）
 - 第4款 特定農薬の検討（第40条）
 - 第3節 飼料等の検査等（第41条～第43条）
 - 第4節 土壤改良資材の検査等（第44条・第45条）
 - 第5節 依頼検査（第46条）
- 第8章 カルタヘナ法の規定により除去した遺伝子組換え生物等の検査（第47条）
- 第9章 飼料等の検定及び表示（第48条）
- 第10章 飼料等について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導（第49条）
- 第11章 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査（第50条・第51条）
- 第12章 農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査技術等に関する調査及び研究並びに講習（第52条～第70条）
- 第13章 立入検査等（第71条）
- 第14章 業務委託の基準（第72条～第89条）
- 第15章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第90条・第91条）
- 第16章 その他センターの業務の執行に関して必要な事項（第92条）
- 第17章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するため

の体制の整備に関する事項（第93条～第109条）

第18章 雜則（第110条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）に定められた設置の目的並びにセンターの行う業務が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書において使用する用語は、センター法、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、食品表示法（平成25年法律第70号）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）、地力増進法（昭和59年法律第34号）及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 食品等の品質及び表示並びに肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関する調査及び分析並びに情報の提供

（食品等の品質及び表示並びに肥料、農薬、飼料等並びに土壤改良資材に関する調査及び分析）

第4条 センターは、次の各号に掲げる食品等の品質及び表示並びに肥料、農薬、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）並びに土壤改良資材に関する調査及び分析（以下この章において「調査分析」という。）を行うものとする。

- (1) 日本農林規格の制定、改正又は廃止に係る調査分析
- (2) 国際規格策定に係る調査分析
- (3) 微量物質等の確認に係る調査分析
- (4) 肥料及び土壤改良資材に関する調査分析
- (5) 農薬に関する調査分析
- (6) 飼料等に関する調査分析
- (7) その他必要な調査分析

（食品等に関する情報の提供）

第5条 センターは、前条の調査分析によって得られた情報及び農薬の登録情報等を、広報誌、ホームページ、講習会等により、事業者等に対して提供するものとする。

（事業者等からの相談の処理）

第6条 センターは、食品等に関する事業者等の問い合わせ、要望等について、その内容に応じて必要な調査等を行うことにより適切かつ迅速に処理するものとする。

（調査分析の受託）

第7条 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、依頼に応じて、調査分析を行うことができる。

（調査分析の依頼）

第8条 センターに調査分析を依頼しようとする者（以下この章において「依頼者」という。）は、センターが別に定める様式による依頼書をセンターに提出し、調査分析の依頼を行うものとする。

（調査分析の受託の諾否）

第9条 センターは、前条の依頼書の提出があったときは、自ら行う業務を勘案し、遅滞なく、当該調査分析の受託の諾否を決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

（受託調査分析実施計画の作成）

第10条 センターは、前条の場合において受託することを決定したときは、遅滞なく当該依頼に係る調査分析（以下この章において「受託調査分析」という。）の実施計画（以下この章において「受託調査分析実施計画」という。）を作成するものとする。

2 前項の受託調査分析実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 調査分析の課題
- (2) 調査分析の内容及び規模
- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 受託調査分析に要する経費
- (6) 担当者及び実施者

(受託調査分析契約)

第11条 依頼者が前条の受託調査分析実施計画に同意したときは、センターは、当該依頼者と調査分析の受託に関する契約（以下この章において「受託契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の受託契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託調査分析の課題、目的及び概要に関する事項
- (2) 受託調査分析の実施方法に関する事項
- (3) 受託料に関する事項
- (4) 受託調査分析の結果の利用方法に関する事項
- (5) その他必要な事項

(受託料)

第12条 受託調査分析に係る受託料の額は、原則として、当該受託調査分析の実施に要する経費の額とする。

2 前項の受託料の納付の時期は、原則として、受託調査分析開始の前とし、納付の方法は銀行振込によるものとする。

(受託調査分析の中止等)

第13条 センターは、天災地変その他やむを得ない事由により受託調査分析の遂行が困難となったときは、相互に協議の上、当該受託調査分析を中止、廃止又は一部変更することができる。

(受託調査分析を実施する場所等)

第14条 受託調査分析を実施する場所は、センターとする。ただし、センター内で実施することが困難若しくは不可能である場合又は特に場所の指定がある場合は、センター外で実施するものとする。

2 センターは、特に必要があると認める場合は、第14章に定めるところにより、受託調査分析の一部をセンター以外の者に委託することができる。

3 センターは、特に必要があると認める場合は、受託調査分析の依頼者が派遣する職員を受託調査分析の補助者として受け入れることができる。

(結果の通知等)

第15条 センターは、受託調査分析を終了したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

2 センターは、依頼者の同意を得て前項の結果を公表することができる。

第3章 食品等の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供

(食品等の消費の改善に関する技術上の情報の収集及び整理)

第16条 センターは、次の各号に掲げる食品等の消費の改善に関する技術上の情報の収集及び整理（以下この章において「収集整理」という。）を行うものとする。

- (1) 消費者等のニーズに関する情報
- (2) 食品等の用途、保存、調理、成分、栄養等に関する情報
- (3) その他食品等の消費の改善に関する技術上の情報

(食品等の消費の改善に関する技術上の情報の提供)

第17条 センターは、前条の規定により収集整理した情報を第5条に掲げる方法により、事業者等に対して提供するものとする。

(収集整理の受託)

第18条 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、依頼に応じて、収集整理を行うことができる。

2 第8条から第15条までの規定は、前項の収集整理において準用する。この場合において、これらの規定中「調査分析」とあるのは、「収集整理」と読み替えるものとする。

第4章 農林物資等の検査

(格付の表示等の付された農林物資の検査)

第19条 センターは、日本農林規格による格付の表示又は日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示の付された農林物資（外国格付の表示の付された農林物資を含む。以下同じ。）について、当該日本農林規格に適合しているかどうかを確認するために必要な検査を行うものとする。

(農林物資等の表示の検査)

第20条 センターは、JAS法第59条に規定する品質に関する表示の基準及び食品表示法第4条第6項に規定する食品表示基準（以下この章及び第6章において「表示基準」という。）が定められた農林物資等について、表示基準に定める表示事項が適切に表示されているか又は表示されている事項と内容が整合しているかを確認するために必要な検査を行うものとする。

（登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査）

第21条 センターは、JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号に規定するところにより、登録外国認証機関及び登録外国試験業者の事務所、事業所又は倉庫において認証等に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査を行うものとする。

（農林物資等の依頼検査）

第22条 センターは、依頼を受けて、農林物資等の品質の検査を行うことができる。
2 センターは、前項の検査を実施するときは、別に定めるところにより、実施に要する経費を徴収することができる。

第5章 農林水産分野における規格に関する認証等を行う者又は輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の技術的能力等に関する技術上の調査又は評価及び指導並びに輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う規格の策定に関する協力

（日本農林規格に関する認証等を行う者の技術的能力等に関する技術上の調査及び指導）

第23条 センターは、次の各号に掲げる日本農林規格に関する認証等を行う者の技術的能力等に関する技術上の調査及び指導を行うものとする。

- (1) 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）並びに登録試験業者及び登録外国試験業者の登録又は登録の更新及びその業務の実施に係る技術上の調査及び指導
- (2) 登録認証機関等の業務規程の届出に係る技術上の調査及び指導
- (3) その他必要な技術上の調査及び指導

（農林水産分野における規格に関する認証等を行う者の技術的能力等に関する評価及び指導）

第23条の2 センターは、前条に規定する業務のほか、農林水産分野における規格に関する認証等を行う者の求めに応じて、当該者の技術的能力等に関する評価及び指導を行

うものとする。

- 2 センターは、前項の評価を実施する場合は、別に定めるところにより、その実施に要する経費を徴収するものとする。この場合において、センターは当該評価を受けようとする者と契約を締結するものとする。

(輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の技術的能力等に関する技術上の調査及び指導)

第23条の3 センターは、次の各号に掲げる輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の技術的能力等に関する技術上の調査及び指導を行うものとする。

- (1) 登録又は登録の更新及びその業務の実施に係る技術上の調査及び指導
- (2) 業務規程の届出に係る技術上の調査及び指導
- (3) その他必要な技術上の調査及び指導

(輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う規格の策定に関する協力)

第23条の4 センターは、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて、認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う規格の策定に関し専門家の派遣その他の必要な協力をを行うことができる。

第6章 農林物資等の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導

(農林物資等の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導)

第24条 センターは、次の各号に掲げる農林物資等の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行うものとする。

- (1) 表示基準が定められた農林物資等の製造業者又は販売業者に対する農林物資等の品質管理に関する技術上の調査及び指導
- (2) 表示基準が定められた農林物資等の製造業者又は販売業者に対する農林物資等の表示に関する技術上の調査及び指導
- (3) その他必要な技術上の調査及び指導

第7章 肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査等

第1節 肥料の検査等

(肥料の登録等の検査等)

第25条 センターは、次の各号に掲げる肥料の登録又は仮登録の検査等を行うものとする。

- (1) 肥料法第7条第1項、第8条第1項及び第13条の2第2項（これらの規定を同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による登録若しくは仮登録又は変更の登録若しくは仮登録の申請書の記載事項及び肥料の見本についての調査
 - (2) 肥料法第9条第1項（同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による仮登録されている肥料の肥効試験
 - (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務であって、肥料の安全性及び品質の確保上これらと一体的に行う必要がある業務
- 2 センターは、前項第1号の調査に係る申請書の副本及び肥料の見本並びに肥料法第19条第2項の規定により提出された申請書の副本を保管するものとする。

（収去した肥料等の検査）

- 第26条 センターは、第71条第1項第4号の規定により収去した肥料又はその原料（以下「肥料等」という。）の検査を行うものとする。
- 2 センターは、前項に規定するもののほか、農林水産大臣の依頼に応じ、肥料法第30条第1項の規定により収去した肥料等及び同法第31条第4項の規定による肥料の検査を行うものとする。
 - 3 センターは、前2項の検査の結果に基づき、肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、技術的助言を行うことができる。

（登録外国生産業者に対する検査）

- 第27条 センターは、肥料法第33条の5第1項第6号の規定により登録外国生産業者に対し、肥料、その原料又は帳簿書類の検査を行うものとする。

（肥料の公定規格の設定等のための調査）

- 第28条 センターは、普通肥料の公定規格の設定、変更若しくは廃止、特定普通肥料の設定、施用基準の設定若しくは変更又は特殊肥料の指定のための調査並びにこれらに附帯する業務であって、肥料の安全性及び品質の確保上必要と認める調査を行うものとする。

（標準物質の配布）

- 第29条 センターは、肥料の標準物質の配布を行うことができる。
- 2 前項の業務を行うに当たり、センターは、必要に応じ、実費に相当する経費を徴収するものとする。

第1款 登録審査

(登録審査)

第30条 センターは、農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農薬の審査を行うものとする。

2 前項の審査は、次の各号に掲げる観点から調査（当該農薬の登録の申請に伴って提出された書類等の科学的妥当性等の確認を含む。）、分析又は試験（以下この款において「調査等」という。）を行うものとする。

- (1) 特定試験成績の信頼性
- (2) 農薬及び農薬原体の成分の組成
- (3) 安定性、分解性その他の物理的化学的性状
- (4) 適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効
- (5) 農作物等に対する薬害
- (6) 人に対する毒性
- (7) 植物及び家畜における代謝と農産物及び畜産物への残留
- (8) 環境中における動態及び土壤への残留
- (9) 食品、水等を介した農薬への暴露
- (10) 生活環境動植物及び家畜に対する毒性

3 第1項の審査は、次の各号に掲げる書類等を対象として実施するものとする。

- (1) 農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号。以下この節において「省令」という。）第2条第1項各号に掲げる資料
- (2) 省令第2条第2項に掲げる事由に該当する場合にあっては、農薬の見本、当該農薬の見本の検査書その他必要な書類等

4 センターは、農林水産大臣の要請により、前項に掲げる書類等のほか、省令第1条、第11条第2項及び第26条の規定により提出された登録申請書の副本、並びに省令第8条、第10条第1項、第10条第2項及び第26条の規定により提出された書替交付申請書の副本及び再交付申請書の副本を保管するものとする。

(再評価)

第31条 センターは、農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農薬の審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、前条第2項に掲げる観点から行うものとする。
- 3 第1項の審査は、農薬取締法第8条第3項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示され提出された書類等を対象として実施するものとする。

4 センターは、農林水産大臣の要請により、前項に掲げる書類等のほか、省令第12条第1項及び第26条の規定により提出された申請書の副本その他の資料を保管するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第32条 センターは、第30条第1項及び前条第1項の審査を適正に実施するため、外部の学識経験者の意見を聞くことが妥当と判断される場合には、当該審査に係る技術的事項について意見を聞くことができる。

(審査に係る技術的助言)

第33条 センターは、登録審査上必要があると認められる場合には、登録の申請者に対し、技術的な助言等を行うことができる。

(試験成績等の提出の要求)

第34条 センターは、申請に係る農薬につき、必要な試験成績その他の資料等の提出を求める必要があると認められる場合には、理由を付してその旨を農林水産大臣に報告するものとする。

第2款 集取した農薬等の検査等

(集取した農薬等の検査)

第35条 センターは、第71条第1項第5号の規定により集取した農薬又はその原料(以下「農薬等」という。)の検査を行うものとする。

2 センターは、前項に規定するもののほか、農林水産大臣の依頼に応じ、農薬取締法第29条第1項又は第3項の規定により集取された農薬等の検査を行うものとする。

3 前2項の検査は、当該農薬等の種類を勘案の上、原則として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 有効成分の検査
- (2) その他の成分の検査
- (3) 物理的化学的性状の検査
- (4) 量目検査
- (5) 容器包装の検査
- (6) 表示検査

4 センターは、第1項又は第2項の規定により検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

5 センターは、第1項又は第2項の検査の結果に基づき、農薬取締法に規定する製造者、

輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者（以下「被検査者」という。）に対し技術的な助言を行うことができる。

（農薬の販売制限等の前提となる検査）

第36条 センターは、農薬取締法第31条第3項の規定に基づき、農林水産大臣の定める検査方法に従い、農薬の検査を行うものとする。

2 センターは、前項の規定により検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

第3款 農薬G L P基準に係る適合確認

（農薬G L P基準に係る適合確認）

第37条 センターは、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）の要請に基づき、農薬取締法第3条第2項、第7条第1項及び第8条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の申請に係る基準適合試験を実施した施設が特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成30年農林水産省令第76号）に定める基準（以下「農薬G L P基準」という。）に適合しているか否かを判断するための調査を行うものとする。

（書類による調査）

第38条 センターは、局長から農薬G L P基準に係る適合確認を申請する者（以下「確認申請者」という。）の適合確認申請書及び添付書類の回付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 試験施設についての適合確認にあっては、試験施設の全般的な運営管理状況、設備・機器の整備状況、試験実施能力その他書類調査で判明する事項
 - (2) 試験成績の信頼性に係る疑義の解消についての適合確認にあっては、前号に掲げる事項のほか、当該試験成績及び試験計画書、生データとの整合性その他書類調査で判明する事項
- 2 センターは、前項の調査の結果について、提出書類概要調査票として取りまとめるものとする。
- 3 センターは、第1項の調査が終了したときは、遅滞なく、確認申請書及び提出書類概要調査票を局長に提出するものとする。
- 4 センターは、確認申請者に対し適合確認を行う上で必要な書類その他の資料の提出を求める必要があると判断する場合には、理由を付してその旨を局長に報告するものとする。

(施設の調査)

第39条 センターは、局長から調査実施の要請があったときには、指示された試験施設の調査を実施するものとする。

2 センターは、前項の調査を実施するときには、別に定める調査実施表に従って行うものとする。

3 センターは、第1項の調査が終了したときは、遅滞なく、その結果について調査結果報告書を作成し、必要事項を記載した調査実施表を添付して局長に提出するものとする。

第4款 特定農薬の検討

(特定農薬の検討)

第40条 センターは、農林水産省からの要請に基づき、特定農薬の指定又は変更に係る農薬について検討を行うものとする。

2 センターは、農林水産省から提供された資料について、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」（平成16年3月1日付け15消安第6522号・環水土発第040301001号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長）に基づき検討を行うものとする。

3 センターは、前項の検討を行ったときは、その結果を取りまとめ、農林水産省に提出するものとする。

第3節 飼料等の検査等

(飼料等の規格設定等のための検査等)

第41条 センターは、次の各号に掲げる飼料等の検査等を行うものとする。

- (1) 飼料添加物の指定及び飼料等の基準・規格の設定、改正又は廃止に係る調査
- (2) 飼料等に関するモニタリング検査
- (3) 外国特定飼料等製造業者及び外国規格設定飼料製造業者に対する検査
- (4) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準への適合性に関する検査
- (5) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）の規定に基づく「製造業者専用」表示の承認のための検査
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務であって、飼料の安全性の確保及び品質の改善上これらと一体的に行う必要がある業務

(収去又は集取した飼料等の検査)

第42条 センターは、第71条第1項第6号の規定により収去又は同項第7号の規定に

より集取した飼料等又はこれらの原料の検査を行うものとする。

- 2 センターは、前項に規定するもののほか、農林水産大臣の依頼に応じ、飼料安全法第56条第1項及び第2項の規定により収去した飼料等又はこれらの原料及びペットフード安全法第12条第1項の規定により集取した愛玩動物用飼料又はその原材料の検査を行うものとする。

(標準製剤の配布)

第43条 センターは、抗菌性物質の標準製剤の配布を行うことができる。

- 2 前項の業務を行うに当たり、センターは、必要に応じ、実費に相当する経費を徴収するものとする。

第4節 土壌改良資材の検査等

(土壌改良資材の品質表示基準の設定等のための調査)

第44条 センターは、土壌改良資材の品質表示基準の設定、変更又は廃止のための調査を行うものとする。

(品質表示基準が定められた土壌改良資材の検査)

第45条 センターは、品質表示基準が定められた種類の土壌改良資材の検査を行うものとする。

- 2 センターは、前項の検査の結果に基づき、土壌改良資材の製造業者又は販売業者に対し、技術的助言を行うことができる。

第5節 依頼検査

(肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の依頼検査)

第46条 センターは、依頼を受けて、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査を行うことができる。

- 2 センターは、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、実施に要する経費を徴収することができる。

第8章 カルタヘナ法の規定により収去した遺伝子組換え生物等の検査

(収去した遺伝子組換え生物等の検査)

第47条 センターは、農林水産大臣の依頼に応じ、カルタヘナ法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査を行うものとする。

第9章 飼料等の検定及び表示

(特定飼料等の検定及び表示に関する業務)

第48条 センターは、飼料安全法第5条第1項及び第6条第1項の特定飼料等の検定及び表示に関する業務を行うものとする。

2 飼料安全法第5条第1項の規定によりセンターの検定を受けようとする者は、センターが指定する金融機関の口座に飼料の安全性の確保及び品質の確保に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「飼料安全法施行令」という。)第9条に定める額の手数料を振り込まなければならない。

第10章 飼料等について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導

(登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導)

第49条 センターは、飼料安全法第27条第1項の登録を受けた登録検定機関が行う検定に関して、技術上の調査及び指導を行うものとする。

第11章 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査

(飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査)

第50条 センターは、飼料安全法第10条第1項(第11条第2項(第21条第3項、第29条第3項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第3項(第21条第3項、第29条第3項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)、第21条第3項、第29条第3項及び第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定飼料等製造業者及び外国特定飼料等製造業者並びに規格設定飼料製造業者及び外国規格設定飼料製造業者の登録、登録の更新及び変更登録の申請に係る飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うものとする。

2 前項の調査を受けようとする者は、センターが指定する金融機関の口座に飼料安全法施行令第9条に定める額の手数料を振り込まなければならない。

3 センターは、農林水産省からの依頼に応じ、輸出促進法第15条第1項の規定に基づく輸出証明書の発行及び同法第17条第1項の規定に基づく適合施設の認定に係る飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うものとする。

第51条 センターは、前条に規定するもののほか、依頼を受けて、飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うことができる。

2 センターが前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、実施に要する経費を徴収することができる。

第12章 農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査技術等に関する調査及び研究並びに講習

(農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査技術等に関する調査及び研究)

第52条 センターは、その技術指導能力及び検査分析技術の向上並びに検査の効率化を図るため、次の各号に掲げる農林物資等の検査技術等に関する調査及び研究（以下この章において「調査研究」という。）を行うものとする。

- (1) 農林物資等の判別技術に関する調査研究
- (2) 農林物資等の成分分析に関する調査研究
- (3) 農林物資の格付技術に関する調査研究
- (4) 農林物資等の品質管理技術に関する調査研究
- (5) 肥料の検査技術の高度化に関する調査研究
- (6) 前号に掲げるもののほか、肥料の安全性及び品質の確保上必要と認める調査研究
- (7) 農薬の検査の技術の向上等に関する調査研究
- (8) 飼料等の分析法の開発及び改良に関する調査研究
- (9) 前号に掲げるもののほか、飼料等の安全性の確保及び品質の改善上必要な調査研究
- (10) 土壤改良資材の検査技術の高度化に関する調査研究
- (11) 前号に掲げるもののほか、土壤改良資材の品質の保全上必要と認める調査研究
- (12) その他必要な調査研究

(知的所有権の帰属)

第53条 調査研究業務に係る発明考案等の成果等については、センターに帰属する。

(共同研究)

第54条 センターは、調査研究を効率的に実施するため必要があると認める場合は、当該調査研究をセンター以外の者と共同で行うことができる。

(共同研究契約の締結)

第55条 センターは、前条の調査研究（以下「共同研究」という。）を実施することが必要であり、かつ、共同研究を行おうとする者（以下「共同研究者」という。）が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認め、共同研究を実施しようとするときは、当該共同研究者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」

という。) を締結するものとする。

2 センターは、共同研究契約を締結するに当たって必要と認める場合には、共同研究者から定款、決算報告書等の提出を求めることができる。

(共同研究契約書)

第56条 センターは、前条第1項の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書（以下「契約書」という。）において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の分担及び管理
- (6) 共同研究に参加する主な職員の所属及び氏名
- (7) 共同研究に要する費用の分担
- (8) センター及び共同研究者が共同研究を実施するに当たって遵守すべき義務
- (9) 共同研究の実施の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の帰属
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

(共同研究の中止等)

第57条 センター及び共同研究者は、天災地変その他やむを得ない事由により共同研究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止、廃止又は一部変更することができる。

(特許の帰属)

第58条 センターの職員が、共同研究の業務において発明をしたときは、その発明に係る特許権及び特許を受ける権利は、それぞれ職務に係るものとしてセンターに帰属するものとする。

(特許出願)

第59条 センターは、共同研究の結果、センターに属する職員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究者は、共同研究の結果、当該共同研究者に属する職員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめセンターの同意を得なければ

ばならない。

(共同して発明した特許の帰属)

第60条 共同研究の結果、センターの職員及び共同研究者に属する職員が共同して発明を行った場合には、センター及び共同研究者は、共同して特許出願を行うことができる。

(特許権等の許諾)

第61条 センター及び共同研究者は、センター及び共同研究者が所有する当該共同研究に関連する特許権及び出願中の発明（以下この章において「特許権等」という。）の実施について、必要に応じて、条件を付した上で、相手方及び第三者に許諾するものとする。

(実施料)

第62条 センターは、共同研究者、共同研究者の指定する者又は第三者に対し、センターに帰属する特許権等の実施を許諾したときは、実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

- 2 センターは、共同研究者がセンター及び共同研究者の共有に係る特許権等（以下この条において「共有特許権等」という。）を実施しようとするときは、実施契約で定める当該共有特許権等に係るセンターの持分に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。
- 3 共有特許権等について、共同研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、共有特許権等に係る持分に応じ、センター及び共同研究者に帰属するものとする。

(研究成果の公表等)

第63条 共同研究者は、共同研究の実施期間中において、共同研究の結果得た技術上の成果（以下この章において「研究成果」という。）をセンター以外の者に知らせようとするときは、契約書に別段の定めをした場合を除き、あらかじめ協議するものとする。

- 2 センターは、共同研究の実施期間中において、研究成果を共同研究者以外の者に知らせようとするときは、契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ共同研究者と協議するものとする。

第64条 センターは、共同研究の終了後研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者が業務上の支障があるため、センターに対して研究成果を公表しないよう申し入れたときは、センターは、共同研究者の利害に關係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

- 2 センターは、第61条の規定により第三者に対し特許権等の実施を許諾したときは、

前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。

3 共同研究者は、共同研究の終了後研究成果を公表しようとするときは、契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターと協議するものとする。

(準用)

第65条 第58条から第62条まで及び前条第2項の規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権について準用する。

(調査研究の受託)

第66条 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、依頼に応じて、調査研究を行うことができる。

2 第8条から第15条までの規定は、前項の調査研究について準用する。この場合において、これらの規定中「調査分析」とあるのは、「調査研究」と読み替えるものとする。

(受託調査研究に係る特許の帰属等)

第67条 センターの職員が、前条第1項の規定により受託した業務において発明をしたときは、その発明に係る特許権及び特許を受ける権利は、それぞれ職務に係るものとしてセンターに帰属するものとする。

2 センターは、前項の特許権及び特許を受ける権利の活用の促進を図る必要がある場合又は当該受託調査研究の実施に対する依頼者の貢献の度合いが特に大きいと認める場合には、同項の規定にかかわらず、これらの権利を依頼者に帰属させ、又は依頼者と共有することができる。

3 センターは、第1項の規定によりセンターに帰属した特許権又は特許を受ける権利については、依頼者の希望により、一定期間、依頼者又はその指定するものに限り、特許権の実施を許諾することができる。

4 前3項の規定は、受託調査研究に係る意匠登録権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに著作権について準用する。

(講習)

第68条 センターは、次の各号に掲げる農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査技術等に関する講習（以下この章において「講習」という。）を行うものとする。

- (1) 第52条に規定する調査研究により得られた成果に関する講習
- (2) 農林物資の格付及び農林物資等の品質管理に関する講習
- (3) 飼料安全法第25条第1項の飼料製造管理者の資格取得に関する講習
- (4) 前号に掲げるもののほか、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材に関する講習

(5) その他必要な講習

(講習料)

第69条 センターは、前条の講習の実施に要する経費を徴収することができる。

(国際対応)

第70条 センターは、国際会議への参加その他農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壤改良資材の検査に関する国際調和のため、必要な業務を行うことができる。

2 センターは、外国政府等からの要請を受けて、職員の派遣、研修生の受け入れ等の国際協力をを行うことができる。

第13章 立入検査等

(立入検査等)

第71条 センターは、農林水産大臣の指示を受けて、次の各号に掲げる立入検査、質問、取去及び集取（以下「立入検査等」という。）を行うものとする。

(1) JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定による検査及び質問並びに同法第66条第1項から第5項までの規定による立入検査及び質問

(2) 食品表示法第9条第1項の規定による立入検査及び質問

(3) 輸出促進法第55条第1項の規定による立入検査及び質問

(4) 肥料法第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び取去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

(5) 農薬取締法第30条第1項の規定による集取及び立入検査、同法第35条第2項の規定による立入検査並びに同法第37条第1項第2号の規定による集取及び立入検査

(6) 飼料安全法第57条第1項の規定による立入検査、質問及び取去

(7) ペットフード安全法第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

(8) 地力増進法第17条第1項の規定による立入検査

(9) カルタヘナ法第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び取去

2 センターは、前項第1号及び第3号から第7号までの立入検査等の結果に基づき、被検査者に対し技術的助言を行うことができる。

3 第1項の立入検査等は、理事長が職員を指名して行うものとする。

4 第1項第5号に基づき農薬等を集取する場合には、センターは、次の各号に掲げる手続を行うものとする。

(1) 農薬集取票を被検査者に交付するものとする。

(2) 被検査者からの集取した農薬等に係る代金の請求を受けて、その対価を支払うもの

とする。ただし、被検査者が、代金の請求を辞退する場合には、被検査者からその旨を記した書面の提出を受けるものとする。

5 センターは、第1項の立入検査等を行った場合は、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

第14章 業務委託の基準

(業務の委託)

第72条 センターは、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるとときは、第4条、第7条、第16条、第18条、第52条又は第66条に規定する調査分析、収集整理又は調査研究（以下この章において「調査分析等」という。）の一部を委託することができる。

2 センターは、センター以外の者に前項により委託する調査分析等（以下この章において「委託調査分析等」という。）を行わせることが必要であり、かつ、委託調査分析等しようとする者が当該委託調査分析等を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めたときは、当該委託調査分析等の実施に係る計画を作成し、当該委託しようとする者に掲示し、諾否を求めるものとする。

3 センターは、当該委託調査分析等を受託する者（以下「受託者」という。）から受託する旨の回答があったときは、受託調査分析等に関する契約（以下「委託調査分析等契約」という。）を締結するものとする。

4 センターは、委託調査分析等契約を締結するに当たって必要と認める場合には、受託者から定款、決算報告書等の提出を求めることができる。

(委託調査分析等契約)

第73条 委託調査分析等契約に係る契約書には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 調査分析等の内容に関する事項
- (2) 調査分析等を実施する場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 調査分析等の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(委託費)

第74条 委託費の額は、当該委託調査分析等の実施に要する経費の額とする。

2 委託費の支払いは、委託調査分析等事業が終了し、その額が確定した後に行うものと

する。ただし、受託者からの請求に応じ当該委託費の限度額を超えない範囲内の額を概算払することができる。

(再委託)

第75条 受託者は、当該委託調査分析等について、センターがその一部について必要と認めてあらかじめ承諾した場合を除き、他の第三者に再委託してはならない。

(委託調査分析等の中止等)

第76条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により委託調査分析等の遂行が困難となったときは、センターと協議の上、当該委託調査分析等を中止、廃止又は一部変更することができる。

(財産の所有権の帰属)

第77条 センターは、受託者が委託契約に基づいて製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（センターが指定するもの及び第79条第1項の規定によりセンターが受託者から承継しないこととした特定特許権等を除く。）の所有権をセンターに帰属させるものとする。

(特許権等の承継)

第78条 センターは、委託調査分析等の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を受託者から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

(特定特許権等の承継)

第79条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合にあっては、特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）について、センターは、当該特定特許権等を受託者から承継しないことができる。

- (1) 委託調査分析等の成果が得られた場合には、受託者が、遅滞なく、センターにその旨を報告すること
- (2) センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合に、受託者が、無償で当該特定特許権等を利用する権利をセンターに許諾する

こと

- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、センターが当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合に、受託者が、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
- 2 受託者が前項各号に掲げる事項について履行していないと認められる場合には、受託者は、当該特定特許権等を無償でセンターに譲り渡すものとする。
- 3 第1項の規定により、センターに特定特許権等を承継させないこととしようとするときは、受託者は、あらかじめその旨をセンターに申し出るものとする。

(特定特許権等の報告)

第80条 受託者は、委託調査分析等に係る特定特許権等の出願及び申請を行った場合又は当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、それぞれ遅滞なく、センターに報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第81条 受託者は、委託調査分析等に係る特定特許権等をセンター以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、その旨をセンターに報告するとともに、第79条、前条、次条及び第83条に規定するセンターに対する義務等を第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第82条 受託者は、委託調査分析等に係る特定特許権等について、センター以外の第三者に実施許諾する場合には、第79条に規定するセンターに対する義務等を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第83条 受託者は、委託調査分析等に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前にその旨をセンターに報告しなければならない。

(優先的利用の許諾)

第84条 センターが受託者から承継した特許権等を、受託者又は受託者の指定する者(以下「受託者等」という。)が優先的に利用しようとするときは、受託者等は、センターとの協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、センターの許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、センターが許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。
- 3 センターは、次の各号に掲げる場合には、受託者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができる。
 - (1) 受託者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき
 - (3) センター法第3条の目的の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき

（実施料）

第85条 センターは、受託者等に対し、承継特許権等の実施を許諾したときは、前条第1項の契約書で定める実施料を徴収するものとする。

（実績報告）

第86条 受託者は、委託調査分析等が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、委託調査分析等の結果を記載した委託調査分析等実績報告書をセンターに提出しなければならない。

（調査分析等成果の公表等）

第87条 センター及び受託者は、委託調査分析等の実施期間中において、成果を第三者に知らせようとするときは、第73条の契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ相互に協議しなければならない。

- 2 センターは、委託調査分析等の終了後成果を公表するに当たって、受託者が業務上の支障があるため、センターに対し成果を公表しないよう申し入れた場合にあっては、受託者の利害に關係ある事項についてその成果を公表しないことができる。
- 3 受託者は、委託調査分析等の終了後成果を公表しようとするときは、契約書において別段の定めをした場合及び第79条第1項の規定に基づきセンターが受託者から特定特許権等を承継しない場合を除き、あらかじめセンターと協議しなければならない。

（業務の委託）

第88条 センターは、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、第5条、第35条及び第70条に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項に規定するもののほか、センターは、緊急の必要がある場合において、その業務の確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第89条 センターは、前条の規定により業務を委託しようとするときは、当該委託業務に関し、次の各号に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を、受託者との間に作成し委託契約を締結するものとする。

- (1) 委託に係る業務内容に関する事項
- (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (6) 成果の権利の帰属に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 前項の委託費の額は、原則として、当該業務の実施等に要する経費の額とする。

第15章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第90条 センターにおける売買、貸借、請負その他の契約は、全て一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、指名競争契約又は随意契約に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でない場合又は一般競争に付し得ない場合
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ない場合
- (3) 予定価格が少額である場合
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められる場合

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続)

第91条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続については、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

第16章 その他センターの業務の執行に関して必要な事項

第92条 センターは、センター法第10条第1項第1号から第10号までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

2 前項の業務を行うに当たり、センターは、必要に応じ、実費に相当する経費を徴収するものとする。

第17章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第93条 センターは、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人運営に関する基本的事項）

第94条 センターは、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 センターは、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第95条 センターは、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 役員・所長等会議の開催

（事業計画の策定及び評価に関する事項）

第96条 センターは、事業計画の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 事業計画の策定過程の整備
- (2) 事業計画の進捗管理体制の整備
- (3) 事業計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 事業計画の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアル等の整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項

- ア 業務手順に沿った運営の確保
- イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
- ウ 恣意的とならない業務実績評価

(7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第97条 センターは、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 本部横浜事務所及び地域センターにおける内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 違反職員に対する懲戒の実施
- (13) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第98条 センターは、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務フローの作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画（B C P）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第99条 センターは、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。

同規程には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- ウ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- ア 業務システムを活用した効率的な業務運営
- イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (ア) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (イ) データへのアクセス権の設定
 - (ウ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (エ) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するA P I（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第100条 センターは、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- イ 情報漏えいの防止（外部に委託しているシステム管理を含む。）

(2) 個人情報保護に関する事項

- ア 個人情報保護に係る点検活動の実施
- イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第101条 センターは、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

- ア 監事監査規程等の整備に対する監事の関与
- イ 理事長との常時意思疎通の確保
- ウ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- エ 組織規程等における権限の明確化
- オ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- ア 監事監査規程等に基づく監査への協力
- イ 補助者への協力
- ウ 監査結果に対する改善状況の報告
- エ 監査報告の農林水産大臣及び理事長への報告
- オ 監査結果の業務への反映

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- ア 監事の役員会等重要な会議への出席
- イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ウ 監事と会計監査との連携
- エ 監事と内部監査担当部門との連携
- オ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- カ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第102条 センターは、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第103条 センターは、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確實にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第104条 センターは、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により事業計画の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 隨意契約とすることが必要な場合の明確化

（予算の適正な配分に関する事項）

第105条 センターは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第106条 センターは、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規則等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開に関する規程を整備するものとする。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第107条 センターは、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

（調査研究業務に関する事項）

第108条 センターは、調査研究業務の評価及び調査研究業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 調査研究業務の評価に関する事項
 - ア 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - イ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 調査研究業務における不正防止に関する事項
 - ア 研究費の適正経理
 - イ 経費執行の内部けん制
 - ウ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - エ 研究内容の漏えい防止
 - オ 調査研究開発資金の管理状況把握

(役員等の損害賠償責任に関する事項)

第109条 センターは、役員又は会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、農林水産大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第18章 雜則

(細則)

第110条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日（平成13年4月2日）から施行する。

(旧JAS法に基づく日本農林規格による農林物資の格付)

第2条 センターは、平成21年2月28日までに限り、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧JAS法」という。）第14条の2第1項の規定に基づき、日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する業務及びこれに付帯する業務を行う。この場合において必要な事項は、別に定めるものとする。

(旧JAS法による格付業務を行う製造業者等に対する立入検査)

第3条 センターは、第71条第1項第1号に規定するもののほか、平成21年2月28日までに限り、農林水産大臣の指示を受けて、改正法附則第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項又は第8条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧JAS法第20条の2第1項の規定による立入検査を行うものとする。

2 前項の規定による立入検査については、第71条第3項及び第5項の規定を準用する。

(旧JAS法による認定外国製造業者等の検査)

第4条 センターは、第21条に規定するもののほか、平成21年2月28日までに限り、改正法附則第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定によりなおその効

力を有するものとされる旧 J A S 法第 19 条の 6 第 1 項第 7 号の規定による認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所において格付の状況又は本邦に輸出される農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件についての検査を行うものとする。

第 5 条 センターは、平成 21 年 2 月 28 日までに限り、旧 J A S 法による登録格付機関の業務の実施に係る技術上の調査及び指導を行うものとする。

第 6 条 センターが実施する生糸の原量についての第 22 条の検査は、附則第 2 条による格付を行う場合に限り行う。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 18 年 3 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 19 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 21 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 21 年 9 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成30年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成30年12月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（令和2年12月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の改正は、農林水産大臣の認可のあった日（令和4年10月1日）から施行する。